

公立千第245号
令和3年11月25日

各 所 属 所 長
関係市町村教育委員会教育長 様
関 係 団 体 の 長

公立学校共済組合千葉支部長
(公印省略)

確定申告における医療費控除の簡素化に伴う医療費通知の発行について（通知）

日頃より、公立学校共済組合事務について、御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続において、医療費等の明細書（健康保険組合から発行される医療費通知）を添付することができるようになりました。

つきましては、希望者へ医療費通知を送付いたしますので、下記2のとおり所属所にて希望者を取りまとめの上、FAXまたは郵送で公立学校共済組合千葉支部まで提出してください。

記

1 平成29年度税制改正について

所得税等の医療費控除の申告手続が、従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、医療費等の明細書（健康保険組合から発行される医療費通知）を添付する方式に改められました。

医療費控除の申告に係る医療費等の領収書については、確定申告期限等から5年間保存する必要がありますが、確定申告等に一定の要件（※）を満たす医療費通知を添付した場合には、当該医療費通知に記載されている医療費に関する領収書については保存する必要がないこととされ、従来の領収書の収集・保存・添付が不要となりました。

※一定の要件とは、被保険者（又はその被扶養者）の氏名、療養を受けた年月、療養を受けた者の氏名、療養を受けた病院・診療所・薬局その他の者の名称、被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額、保険者の名称の記載された医療費通知のことを指します。

2 医療費通知の発行希望者について

所属所事務担当者は、希望者を取りまとめ、別添「医療費通知発行希望者名簿」を作成し、FAX又は郵送で公立学校共済組合千葉支部まで提出してください。

発行希望者名簿は、公立学校共済組合千葉支部のホームページの「お知らせ」に掲載されている、「確定申告における医療費控除の簡素化に伴う医療費通知発行のお知らせ」からもダウンロードすることができます。

なお、今回発行する医療費通知に記載されるのは、令和3年1月～令和3年10月診療分です。

【注意点】

- (1) 公費負担医療、自治体単独の医療費助成、減額査定など医療費通知に反映されていないものについては、申告者自身が実際に負担した額に訂正する必要があります。
- (2) 医療機関から提出された診療報酬明細書（以下レセプト）が、当共済組合に到着するのは、早くても診療月の2ヶ月後です。（医療機関の都合により、さらに遅れる場合もあります。）当共済組合に未到着のレセプトについては、医療費通知に反映されないため、領収書を保管しておく必要があります。
- (3) 第三者加害行為に起因する傷病で、組合員証を使用して医療機関を受診している場合、事故発生日から治癒までの間に受診したすべての診療分について、医療費通知には反映されません。上記2同様、領収書を保管しておく必要があります。
- (4) 医療費通知は、組合員の自宅宛てに直接送付します。
なお、特に申し出がない限り、世帯単位でまとめたの発送となります。
また、医療費通知の発行における個人情報の取り扱いについては、当支部のホームページに掲載されている「確定申告における医療費控除の簡素化に伴う医療費通知発行のお知らせ」をご覧ください。
- (5) 確定申告の内容については、国税庁のホームページ等にて御確認ください。

国税庁HP：<https://www.nta.go.jp/index.htm>

3 申請期限

令和3年12月20日（月）厳守

※医療費通知は、令和4年2月の第3週に発送予定です。

（参考）2022年確定申告実施期間 令和4年2月16日～3月15日

4 提出先

〒260-8619 千葉市中央区市場町1-1 中庁舎9F

公立学校共済組合千葉支部 給付班 医療費担当

◎FAX：043-227-5409 （TEL：043-223-4117）